

事 務 連 絡
令和元年 8 月 7 日

各都道府県消防防災主管部(局) }
東京消防庁・指定都市消防本部 } 御中

消防庁救急企画室

救急業務に必要な資器材の使用等について

平素より消防救急行政に御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

各消防本部における救急隊員については、その職務の適正な遂行のため、救急業務に必要な資器材の適正な管理について、日ごろより努められていることと存じます。

しかしながら、今般、救急救命士が傷病者に対して行う静脈路確保用の留置針の使用・取扱いについて極めて不適切な事案が発生しました。

つきましては、下記に留意の上、適正な救急業務の遂行が図られるよう徹底し、都道府県にあっては貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知徹底されるようお願いいたします。

記

- 1 消防法令のみならず関係法令、各種プロトコールを遵守し、必要な体制を確保した上で、適正な救急業務を遂行すること。
- 2 救急業務に使用する資器材について、適正な使用及び管理を徹底すること。特に、救急救命士法で認められた特定行為を行うための資器材については、目的、場面等を改めて確認・理解した上で、使用すること。

【問合せ先】

消防庁救急企画室 三島課長補佐、堤係長

電 話 : 03-5253-7529

E-mail : kyukyusuishin@soumu.go.jp